

令和5年3月13日(月)

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー、株式会社セイムツアー、株式会社 KADOKAWA 及び株式会社大広に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名及び住所

No.	指名停止措置業者名	住 所
①	株式会社博報堂	東京都港区赤坂5丁目3番1号
②	株式会社東急エージェンシー	東京都港区西新橋1丁目1番1号
③	株式会社セイムトゥー	東京都千代田区永田町2丁目4番3号
④	株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号
⑤	株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号

## 2 指名停止措置期間

## (1) ①、②及び③の業者

令和5年3月13日から令和5年12月12日まで(9ヶ月)

## (2) ④の業者

令和5年3月13日から令和5年12月12日まで(9ヶ月)

## (3) ⑤の業者

令和5年3月13日から令和5年9月12日まで(6ヶ月)

## 3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

## 4 事実概要及び指名停止措置理由

## (1) ①、②及び③の業者

株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー及び株式会社セイムトゥーの社員等は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に係る入札をめぐる、独占禁止法に違反したとして令和5年2月8日、東京地検特捜部に起訴された。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第5号(独占禁止法違反為)及び14号(不正又は不誠実な行為)に該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。

## (2) ④の業者

株式会社KADOKAWAの元取締役会長等は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元理事らに対する贈賄罪で令和4年10月4日等に起訴された。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第3号ア(贈賄)に該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。

## (3) ⑤の業者

株式会社大広の執行役員は、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事らに対する贈賄罪で令和4年10月18日に起訴された。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成30年7月12日付け環境会第1807124号大臣官房会計課長通知)別表2第3号イ(贈賄)に該当するため当該事業者に対して指名停止を行うものである。

「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内
(独占禁止法違反行為) 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内